

令和7年度第3回恵庭市社会福祉審議会・児童福祉専門部会

次 第

日 時：令和8年2月12日（木）13時30分～

場 所：恵庭市役所 第2・3委員会室

1. 開 会

2. 部会長挨拶

3. 議 事

①令和8年度教育・保育に係る確保方策（案）について

②令和8年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

4. 報 告

①保育所等における虐待の防止及び発生時の対応について

5. そ の 他

【配布資料】

（資料1） 令和8年度教育・保育に係る確保方策（案）について

（資料2） 令和8年度こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）について

（資料3） 保育所等における虐待発生時の対応マニュアル

令和8年度 教育・保育に係る確保方策(案)について

1. 確保方策(全体定員)設定の考え方

各年度の保育所、認定こども園等の定員については、利用状況から認定区分ごとに、量の見込(必要利用定員総数)を設定し、毎年、確保方策(年齢・認定区分別の利用定員)として設定を行うこととしています。

2. 令和8年度 確保方策の内容

令和8年度の確保方策は、前年度からの定員変更はなく、令和7年度の定員総数と同じく、2,291人として設定します。

≪資 料≫

【資料No. 1—2】確保方策(案)に係る各種比較等

【資料No. 1—3】令和8年度 市内教育・保育施設別定員(案)

◆確保方策(案)に係る各種比較等

1. 令和7年度 確保方策(利用定員)

■認可施設

2. 認定こども園(教育・保育)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
(14園の計)	1号	-	-	-	357	364	368	1,089
	2号	-	-	-	167	166	166	499
	3号	99	167	187	-	-	-	453
	計	99	167	187	524	530	534	2,041

3. 保育園(保育)

(2園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	2号	-	-	-	31	31	31	93
	3号	24	30	33	-	-	-	87
	計	24	30	33	31	31	31	180

4. 地域型保育事業所

(4園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	3号	14	25	24	-	-	-	63
	計	14	25	24	-	-	-	63

合計(1~4)

(20園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	1号	-	-	-	357	364	368	1,089
	2号	-	-	-	198	197	197	592
	3号	137	222	244	-	-	-	603
	計	137	222	244	555	561	565	2,284

■認可外保育施設

5. 企業主導型保育施設

(1事業所の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	2	2	3	-	-	-	7

(地域枠)

合計

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号	-	-	-	357	364	368	1,089
2号	-	-	-	198	197	197	592
3号	137	222	244	-	-	-	603
認可外	2	2	3	-	-	-	7
計	139	224	247	555	561	565	2,291

2. 令和7年度 利用状況(令和7年12月1日現在)

■認可施設

2. 認定こども園(教育・保育)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
(14園の計)	1号	-	-	-	392	269	304	965
	2号	-	-	-	175	185	147	507
	3号	89	159	142	-	-	-	390
	計	89	159	142	567	454	451	1,862

3. 保育園(保育)

(2園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	2号	-	-	-	34	34	28	96
	3号	21	33	34	-	-	-	88
	計	21	33	34	34	34	28	184

4. 地域型保育事業所

(3園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	3号	16	24	22	-	-	-	62
	計	16	24	22	-	-	-	62

合計(1~4)

(19園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	1号	-	-	-	392	269	304	965
	2号	-	-	-	209	219	175	603
	3号	126	216	198	-	-	-	540
	計	126	216	198	601	488	479	2,108

■認可外保育施設

5. 企業主導型保育施設

(1事業所の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	2	2	3	-	-	-	7

(地域枠)

合計

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号	-	-	-	392	269	304	965
2号	-	-	-	209	219	175	603
3号	126	216	198	-	-	-	540
認可外	2	2	3	-	-	-	7
計	128	218	201	601	488	479	2,115

3. 令和8年度 確保方策(利用定員)

■認可施設

2. 認定こども園(教育・保育)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
(14園の計)	1号	-	-	-	357	364	368	1,089
	2号	-	-	-	167	166	166	499
	3号	99	167	187	-	-	-	453
	計	99	167	187	524	530	534	2,041

3. 保育園(保育)

(2園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	2号	-	-	-	31	31	31	93
	3号	24	30	33	-	-	-	87
	計	24	30	33	31	31	31	180

4. 地域型保育事業所

(4園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	3号	14	25	24	-	-	-	63
	計	14	25	24	-	-	-	63

合計(1~4)

(20園の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
	1号	-	-	-	357	364	368	1,089
	2号	-	-	-	198	197	197	592
	3号	137	222	244	-	-	-	603
	計	137	222	244	555	561	565	2,284

■認可外保育施設

5. 企業主導型保育施設

(1事業所の計)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	2	2	3	-	-	-	7

(地域枠)

合計

区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
1号	-	-	-	357	364	368	1,089
2号	-	-	-	198	197	197	592
3号	137	222	244	-	-	-	603
認可外	2	2	3	-	-	-	7
計	139	224	247	555	561	565	2,291

4. 令和8年度 確保方策(前年度との比較)

■認定区分ごと

区分	R8確保方策	R7確保方策	比較	
認可施設	1号	1,089	1,089	0
	2号	592	592	0
	3号	540	540	0
認可外施設	地域型保育事業所	63	63	0
	企業主導型保育施設(地域枠)	7	7	0
合計	2,291	2,291	0	

区分	R8確保方策	R7確保方策	比較
0歳児	139	139	0
1歳児	224	224	0
2歳児	247	247	0
3歳児	555	555	0
4歳児	561	561	0
5歳児	565	565	0
合計	2,291	2,291	0

《説明》
・定員変更なし

※施設ごとの定員は、別添「令和8年度 市内教育・保育施設別定員(案)」参照

参考① 認定区分別の利用状況(令和7年12月1日現在)

認定区分	R7確保方策	利用状況	比較
1号	1,089	965	▲124
2号	592	603	▲11
小計	1,681	1,568	▲113
3号	603	540	▲63
認可外	7	7	0
小計	610	547	▲63
合計	2,291	2,115	▲176

参考② 年齢区分別の利用状況(令和7年12月1日現在)

年齢区分	R7確保方策	利用状況	比較
0歳児	139	128	▲11
1歳児	224	218	▲6
2歳児	247	201	▲46
小計	610	547	▲63
3歳児	555	601	▲46
4歳児	561	488	▲73
5歳児	565	479	▲86
小計	1,681	1,568	▲113
合計	2,291	2,115	▲176

参考③ 令和7年4月1日の年齢別人口と利用児童数

年齢	年齢別人口	利用児童数	利用率
0歳児	390	128	32.8%
1歳児	358	218	60.9%
2歳児	453	201	44.4%
小計	1,201	547	45.5%
3歳児	474	601	126.8%
4歳児	498	488	98.0%
5歳児	491	479	97.6%
小計	1,463	1,568	107.2%
合計	2,664	2,115	79.4%

※利用率は、利用児童数÷年齢別人口

《参考》年度別利用率の推移(0歳児~2歳児)

- ・R2 0歳児/24.5%、1歳児/44.1%、2歳児/33.8%
- ・R3 0歳児/27.9%、1歳児/42.3%、2歳児/40.2%
- ・R4 0歳児/29.5%、1歳児/46.0%、2歳児/36.7%
- ・R5 0歳児/31.5%、1歳児/52.7%、2歳児/42.2%
- ・R6 0歳児/36.6%、1歳児/52.7%、2歳児/43.6%

参考④ 3号認定の保育提供率(第3期えにわっこ☆すこやかプラン/P106)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値	49.0%	51.5%	50.6%	52.5%	54.4%
実績値	50.7%	-	-	-	-

※保育提供率は、「各年度の0~2歳児定員」÷「各年4月1日の0~2歳児人口」により算出

《過去10年間の実績値》

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実績値	22.6%	25.1%	27.7%	29.5%	33.4%
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	37.2%	38.7%	41.1%	45.4%	48.0%

①令和8年度の「教育」に係る確保方策(案)

施設名	年齢	R7年度確保方策 (利用定員)		R7年度利用状況 (12/1現在)		比較 (利用状況-利用定員)		R8年度確保方策 (利用定員)		比較 (R8確保-R7確保定員)		備考	
認定 こども園	あいおい子ども園 (保育所型)	3歳児	5	15	15	10	10	5	15	0	0		
		4歳児	5		6	1		5		0			
		5歳児	5		4	-1		5		0			
	えにわスマイル保育園 (保育所型)	3歳児	5	15	5	15	0	0	5	15	0	0	
		4歳児	5		3		-2		5		0		
		5歳児	5		7		2		5		0		
	幼稚園舎るむ (保育所型)	3歳児	5	15	8	15	3	0	5	15	0	0	
		4歳児	5		4		-1		5		0		
		5歳児	5		3		-2		5		0		
	恵庭幼稚園 (幼保連携型)	3歳児	35	105	54	117	19	12	35	105	0	0	
		4歳児	35		30		-5		35		0		
		5歳児	35		33		-2		35		0		
	えほんの森 (幼保連携型)	3歳児	5	15	3	14	-2	-1	5	15	0	0	
		4歳児	5		5		0		5		0		
		5歳児	5		6		1		5		0		
	さくら (幼保連携型)	3歳児	5	15	8	16	3	1	5	15	0	0	
		4歳児	5		1		-4		5		0		
		5歳児	5		7		2		5		0		
	柏学園ひまわり幼稚園 (幼保連携型)	3歳児	50	150	32	100	-18	-50	50	150	0	0	
		4歳児	50		29		-21		50		0		
		5歳児	50		39		-11		50		0		
北海道文教大学 附属幼稚園 (幼保連携型)	3歳児	6	20	16	26	10	6	6	20	0	0		
	4歳児	7		2		-5		7		0			
	5歳児	7		8		1		7		0			
恵み野幼稚園 (幼保連携型)	3歳児	35	105	30	69	-5	-36	35	105	0	0		
	4歳児	35		20		-15		35		0			
	5歳児	35		19		-16		35		0			
かしわ幼稚園 (幼稚園型)	3歳児	40	120	43	105	3	-15	40	120	0	0		
	4歳児	40		27		-13		40		0			
	5歳児	40		35		-5		40		0			
クラーク幼稚園 (幼稚園型)	3歳児	55	180	75	181	20	1	55	180	0	0		
	4歳児	60		55		-5		60		0			
	5歳児	65		51		-14		65		0			
島松幼稚園 (幼稚園型)	3歳児	21	65	14	54	-7	-11	21	65	0	0		
	4歳児	22		17		-5		22		0			
	5歳児	22		23		1		22		0			
第二かしわ幼稚園 (幼稚園型)	3歳児	60	180	61	156	1	-24	60	180	0	0		
	4歳児	60		46		-14		60		0			
	5歳児	60		49		-11		60		0			
恵み野第二幼稚園 (幼稚園型)	3歳児	30	89	28	72	-2	-17	30	89	0	0		
	4歳児	30		24		-6		30		0			
	5歳児	29		20		-9		29		0			
認定こども園(14園) 合計		357	1,089	392	965	35	-124	357	1,089	0	0		
		4歳児		269		-95		364		0			
		5歳児		304		-64		368		0			
教育施設(14園) 合計		357	1,089	392	965	35	-124	357	1,089	0	0		
		4歳児		269		-95		364		0			
		5歳児		304		-64		368		0			

②令和8年度の「保育」に係る確保方策(案)

施設名	年齢	R7年度確保方策 (利用定員)	R7年度利用状況 (12/1現在)		比較 (利用状況-利用定員)		R8年度確保方策 (利用定員)	比較 (R8確保-R7確保定員)		備考
			0歳原	12/1現在	差	差		0歳原	差	
保育所	すみれ保育園	0歳原	9	6	-3		9	0		
		1歳原	15	13	-2		15	0		
		2歳原	17	16	-1		17	0		
		3歳原	17	16	-1		17	0		
		4歳原	17	16	-1		17	0		
	島松いちい保育園	0歳原	15	15	0		15	0		
		1歳原	18	20	2		18	0		
		2歳原	14	22	8	15	14	0		
		3歳原	14	18	4		14	0		
		4歳原	14	18	4		14	0		
保育所(2園) 合計	0歳原	24	21	-3		24	0			
	1歳原	30	33	3		30	0			
	2歳原	33	34	1		33	0			
	3歳原	31	34	3	4	31	0			
	4歳原	31	32	1		31	0			
認定こども園(14園) 合計	あいおい子ども園 (保育所型)	0歳原	2	9	7		2	0		
		1歳原	5	16	11		5	0		
		2歳原	5	15	10	-9	5	0		
		3歳原	5	13	8		5	0		
		4歳原	5	13	8		5	0		
	えにわスマイル保育園 (保育所型)	0歳原	9	9	0		9	0		
		1歳原	12	13	1		12	0		
		2歳原	9	10	1	3	9	0		
		3歳原	9	10	1		9	0		
		4歳原	9	10	1		9	0		
	幼稚園含えるむ (保育所型)	0歳原	9	9	0		9	0		
		1歳原	9	11	2		9	0		
		2歳原	9	10	1	9	9	0		
		3歳原	9	10	1		9	0		
		4歳原	9	10	1		9	0		
	恵庭幼稚園 (幼保連携型)	0歳原	6	1	-5		6	0		
		1歳原	7	1	-6		7	0		
		2歳原	7	2	-5	5	7	0		
		3歳原	7	2	-5		7	0		
4歳原		7	2	-5		7	0			
えほんの森 (幼保連携型)	0歳原	9	9	0		9	0			
	1歳原	5	5	0		5	0			
	2歳原	5	3	-2	2	5	0			
	3歳原	5	3	-2		5	0			
	4歳原	5	3	-2		5	0			
さくら (幼保連携型)	0歳原	5	5	0		5	0			
	1歳原	5	5	0		5	0			
	2歳原	5	5	0	3	5	0			
	3歳原	5	5	0		5	0			
	4歳原	5	5	0		5	0			
柏学園ひまわり幼稚園 (幼保連携型)	0歳原	8	1	-7		8	0			
	1歳原	8	1	-7		8	0			
	2歳原	8	1	-7	-21	8	0			
	3歳原	8	1	-7		8	0			
	4歳原	8	1	-7		8	0			
北海道文教大学 附属幼稚園 (幼保連携型)	0歳原	5	10	5		5	0			
	1歳原	5	10	5		5	0			
	2歳原	5	12	7	1	5	0			
	3歳原	5	11	6		5	0			
	4歳原	5	11	6		5	0			
恵み野幼稚園 (幼保連携型)	0歳原	15	18	3		15	0			
	1歳原	15	17	2		15	0			
	2歳原	15	14	-1	3	15	0			
	3歳原	15	17	2		15	0			
	4歳原	15	17	2		15	0			
かしわ幼稚園 (幼稚園型)	0歳原	6	10	4		6	0			
	1歳原	6	10	4		6	0			
	2歳原	6	10	4	-16	6	0			
	3歳原	6	10	4		6	0			
	4歳原	6	10	4		6	0			
クラーク幼稚園 (幼稚園型)	0歳原	7	3	-4		7	0			
	1歳原	7	3	-4	4	7	0			
	2歳原	7	3	-4		7	0			
	3歳原	7	3	-4		7	0			
	4歳原	7	3	-4		7	0			
島松幼稚園 (幼稚園型)	0歳原	7	7	0		7	0			
	1歳原	7	7	0		7	0			
	2歳原	7	7	0	0	7	0			
	3歳原	7	7	0		7	0			
	4歳原	7	7	0		7	0			
第二かしわ幼稚園 (幼稚園型)	0歳原	10	4	-6		10	0			
	1歳原	10	4	-6		10	0			
	2歳原	10	4	-6	-23	10	0	0		
	3歳原	10	4	-6		10	0			
	4歳原	10	4	-6		10	0			
恵み野第二幼稚園 (幼稚園型)	0歳原	10	10	0		10	0			
	1歳原	11	10	-1		11	0			
	2歳原	11	10	-1	-16	11	0			
	3歳原	11	10	-1		11	0			
	4歳原	11	10	-1		11	0			
認定こども園(14園) 合計	0歳原	99	89	-10		99	0			
	1歳原	167	159	-8		167	0			
	2歳原	187	147	-40	-48	187	0			
	3歳原	167	175	8		167	0			
	4歳原	166	185	19		166	0			
地域型保育	恵庭保育園 (小規模)	0歳原	9	10	1		9	0		
		1歳原	9	10	1	0	9	0		
		2歳原	9	10	1		9	0		
		3歳原	9	10	1		9	0		
		4歳原	9	10	1		9	0		
地域型保育事業所(4園) 合計	0歳原	14	16	2		14	0			
	1歳原	25	24	-1	-1	25	0			
	2歳原	24	22	-2		24	0			
	3歳原	22	22	0		22	0			
	4歳原	22	22	0		22	0			
企業	恵庭ひだまり保育園 (地域枠)	0歳原	2	2	0		2	0		
		1歳原	2	2	0		2	0		
		2歳原	2	2	0	0	2	0		
		3歳原	2	2	0		2	0		
		4歳原	2	2	0		2	0		
企業主導型(1園) 合計	0歳原	2	2	0		2	0			
	1歳原	2	2	0		2	0			
	2歳原	2	2	0	0	2	0			
	3歳原	2	2	0		2	0			
	4歳原	2	2	0		2	0			
保育施設(20園) 合計	0歳原	139	128	-11		139	0			
	1歳原	224	218	-6		224	0			
	2歳原	247	201	-46	-52	247	0			
	3歳原	198	209	11		198	0			
	4歳原	197	219	22		197	0			

令和8年度 市内教育・保育施設別定員（案）

◆認定こども園（14施設）

類 型	法人名等 施 設 名	定 員			
		1号	2号	3号	計
幼保連携型	(学校)柏学園 柏学園ひまわり幼稚園	150	46	44	240
	(学校)柏学園 恵み野幼稚園	105	45	41	191
幼保連携型	(学校)リズム学園 恵庭幼稚園	105	50	30	185
	(学校)鶴岡学園 北海道文教大学附属幼稚園	20	45	45	110
幼保連携型	(学校)高陽学園 さくら	15	30	45	90
	(社福)こどもの杜 えほんの森	15	36	39	90
幼稚園型	(学校)高陽学園 クラーク幼稚園	180	20	-	200
	(学校)柏学園 第二かしわ幼稚園	180	32	28	240
幼稚園型	(学校)柏学園 かしわ幼稚園	120	45	41	206
	(学校)柏学園 恵み野第二幼稚園	89	31	20	140
幼稚園型	(学校)アソカ学園 島松幼稚園	65	20	-	85
	(学校)リズム学園 あいおい子ども園	15	45	45	105
保育所型	(社福)恵庭睦会 幼稚舎えるむ	15	27	42	84
	NPO法人 えにわスマイル保育園 えにわスマイル保育園	15	27	33	75
認定こども園 小計		1,089	499	453	2,041

◆保育所（2施設）

法人名等	施 設 名	定 員		
		2号	3号	計
恵庭市	すみれ保育園	51	39	90
(社福)水の会	島松いちい保育園	42	48	90
保育所 小計		93	87	180

◆地域型保育事業所（小規模3施設・事業所内1施設/地域枠）

法人名等	施 設 名	定 員		
		2号	3号	計
(学校)リズム学園	恵庭保育園	-	18	18
(社福) いちほつ会	島松もみじ保育園	-	19	19
NPO法人 えにわスマイル保育園	すえひろスマイル保育園	-	19	19
(医)北農会	ぴっころきっす	-	7	7
地域型保育事業所 小計		0	63	63

◆企業主導型保育所（1施設/地域枠）

法人名等	施 設 名	定 員		
		2号	3号	計
(学校)リズム学園	恵庭ひだまり保育園	-	7	7
企業主導型保育所 小計		0	7	7

《全体合計》

認定区分	R8定員	R7定員	比較増減
1号	1,089	1,089	0
2号	592	592	0
3号	610	610	0
計	2,291	2,291	0

変更部分

※R8は定員変更なし

令和8年度こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)について

1. 乳児等通園支援事業所の確認について

(1) 概要

令和7年10月より、地域子ども・子育て支援事業として、本事業を開始しました。令和8年4月1日より、「乳児等のための支援給付」として、市内4園で乳児等通園支援事業を開始予定です。

施設名称 設置場所	設置者	令和8年度 利用定員(1時間あたり)		令和7年度 利用定員(1時間あたり)	
		総数	内訳	総数	内訳
クラーク幼稚園 住吉町3丁目9-1	(学)高陽学園	12名	2歳 12名	12名	2歳 12名
認定こども園さくら 大町1丁目10-5	(学)高陽学園	2名	2歳 2名	2名	1歳 2名
すえひろスマイル保育園 未広町38	(特非) えにわスマイル保育園	3名	0・1・2歳 各1名	3名	0・1・2歳 各1名
すみれ保育園 柏陽町3丁目24-1	恵庭市立	2名	1歳 2名	2名	1歳 2名 2歳 2名 (隔日対応)

(2) その他

設置者より確認の申請書類等が提出され、内容の確認を行っており、令和8年3月下旬には決定通知を行う予定です。

2. 代用計画の策定について

(1) 概要

令和8年度からの給付化に伴い、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の基本的記載事項(必須記載事項)に、以下の2点について計画上位置づける必要があります。

(1) 乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の
内容及びその実施時期

● 策定記載済

(第3期えにわっこ☆すこやかプランP121)

(2) 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

● 未記載

→ 今回、代用計画として策定

(2) 代用計画案 … 資料2-2

(3) 今後について

「第3期えにわっこ☆すこやかプラン」の中間見直しを行う際に、代用計画の内容について必要な見直しを行ったうえで、代用計画の内容を計画変更の内容に反映します。

第三期市町村子ども・子育て支援事業計画 代用計画 (案)

市町村(特別区)名

恵庭市

(乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容について)

記載事項

- 教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援する。
- 乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備する。

保育所等における 虐待発生時の対応マニュアル

令和8年1月

子ども政策課・幼児保育課・えにわっこ応援センター

目次

- I マニュアル作成の目的について
- II 恵庭市が所管行政庁となる施設・事業
- III 市における対応
 - 1. 相談や通報の受付
 - 2. 情報収集
 - 3. 対応方針の決定
 - 4. 事実確認
 - 5. 虐待の有無の判断・指導方針の決定
 - 6. 児童福祉法に基づく措置
 - 7. フォローアップ
 - 8. 恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会
- IV その他
 - 1. 北海道への報告

I マニュアル作成の目的について

全国各地で保育所等において、虐待等が行われていたという事案が相次いでおり、令和7年10月1日から児童福祉法等の一部改正により、保育所や幼稚園等においても通報義務の仕組みが設けられた。

本マニュアルは、児童福祉法の規定に基づき、こども家庭庁・文部科学省が示す「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び事故発生時の対応等に関するガイドライン(令和7年8月)」のうち、恵庭市の取組を示すものである。

II 恵庭市が所管行政庁となる施設・事業

施設・事業	所管課
地域型保育事業 (小規模保育事業、事業所内保育事業)	幼児保育課
乳児等通園支援事業	幼児保育課
放課後児童健全育成事業	子ども政策課
子育て短期支援事業	えにわっこ応援センター
児童育成支援拠点事業 (未実施)	えにわっこ応援センター

(参考)北海道が所管行政庁となる施設・事業

通報を受けた市は、通報に係るこどもが虐待を受けたと認める場合において、虐待の防止又はこどもの保護のために必要があると認められるとき、自らが所管行政庁ではない場合には、各施設や事業の所管行政庁に対し、速やかにその旨を通知する。

施設・事業	市の所管課	所管行政庁窓口
保育所	幼児保育課	北海道
認可外保育所		
認定こども園(保育所型・幼保連携型)		
一時預かり事業		
病児保育事業 ※R9年度から実施予定		
認定こども園(幼稚園型)	えにわっこ 応援センター	
児童自立生活援助事業		
意見表明等支援事業		
妊産婦等生活援助事業		
母子生活支援施設		

Ⅲ 市における対応

1. 相談や通報等の受付

虐待に関する相談・通報を受けた職員は、以下の情報を聴取し、「虐待通報等受理票(様式1)」に記入する。

なお、こどもの生命や身体等に危険がないか等、こどもの状況や虐待の内容について可能な限り把握する。

確認すべき情報 (基本事項)	<ul style="list-style-type: none">・ 対象と思われるこどもの在園(利用する)施設・事業所名・ 対象と思われるこどもの氏名、性別、年齢・ 虐待の具体的な状況(虐待の内容、時期、施設・事業所の対応)・ 虐待を受けていると思われるこどもの心身の状況・ 虐待者の情報(氏名、性別、年齢、所属、役職、こどもの関係、他の関係者との関係)・ 相談者、通報者の情報(氏名、連絡先、虐待者やこどもとの関係等)
-------------------	---

※相談者・通報者が匿名を希望する場合等については、適切に配慮すること。

2. 情報収集

① 関係情報の収集

通報を受理した後は、通報が寄せられた施設等に関する情報として、以下の内容を収集し、その後の対応に活用する。

- 過去の指導監査の結果
- 当該施設・事業者等に関して寄せられた苦情や相談等
- 当該施設・事業者等からの虐待・事故報告やそれに対する指導内容
- その他、必要事項

② 一次的な状況確認

通報内容を踏まえ、通報のあった施設・事業者への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。この際、事案の重大性や緊急性を判断するため、こどもの生命や身体の安全確認を行う。

《緊急性が高いと判断したとき》

・ 対象となるこどもの生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると判断した場合、虐待と受けたとされるこどもの安全を目視により確認することを原則とする。また必要に応じて警察への通報を検討する。

《緊急性が低いと判断したとき》

・ 緊急性が低いと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定し、遅滞なく計画的に事実関係の確認と指導・助言を行う。

3. 対応方針の決定

① 虐待実務者会議とは

通報内容や情報収集などを踏まえ、虐待において迅速に対応方針を協議し(関係機関との協議含む。)方針を定める。会議の招集は、子ども未来部次長が行う。

② 虐待実務者会議の構成員 ◎主担当課 ○出席 △必要に応じ

構成員	施設・事業				
	地域型保育	乳児等	放課後児童	子育て短期	児童育成拠点
子ども未来部次長	○	○	○	○	○
子ども政策課長	○	○	◎	○	○
幼児保育課長	◎	◎	○	○	○
えにわっこ応援センター長	○	○	○	◎	◎
関係部局	△	△	△	△	△

※なお、事案の重大性や緊急性がない場合には、主担当課以外の課においては、担当主査の参加も可能とする。

※「1.相談や通報等の受付」「2.情報収集」「3.対応方針の決定」の確認で、保育やサービス体制に対する苦情等である場合には、適切な相談対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了する。

4. 事実確認

虐待実務者会議での協議を踏まえ、所管課が通報のあった施設・事業者に対する事実確認を行う。

調査手法の例	把握が必要な情報の例
<ul style="list-style-type: none"> ・職員等への聞き取り ・施設・事業者における日誌等の閲覧 ・施設・事業者の生活環境の確認 ・録音・カメラ映像 ・虐待を受けたと思われる子どもや他の子どもへの聞き取り ・保護者への聞き取り 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの状況(被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等) ・子どもに対する保育所等の対応(医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該子どもへ謝罪等を行っている場合にはその対応状況) ・こどもの保護者等に対する施設・事業者の対応 ・施設・事業者から関係機関への連絡の状況 ・他のこどもの虐待被害の有無 ・他の子どもへの影響

5. 虐待有無の判断・指導等の方針決定

虐待実務者会議にて、虐待の有無の判断や、指導方針について決定する。また、虐待実務者会議だけでは決定が困難な場合には、恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部へ意見を求めることができる。

※「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(31～41頁)を参照し判断する。

虐待に該当しないと判断した場合

引き続き注視が必要な施設として、当該施設の状況等を北海道と市町村で共有するとともに、施設に対して必要な相談、支援等を行うなどのフォローアップを行う。

虐待に該当すると判断した場合

市が必要な措置を講ずる。

6. 児童福祉法に基づく措置の実施 **虐待に該当すると判断した場合**

市は事実確認の結果等を踏まえ、当該施設・事業者に対し必要な措置を講ずるとともに、恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会へ措置結果を報告する。

施設・事業者への指導

市は、虐待が行われた要因や改善に向けての課題も含め、状況を丁寧に把握したうえで、当該施設・事業所に対して書面指導や改善勧告等による改善の指示を適切に行い、市への改善報告(様式2)を行う。

※指導監査要綱等を策定している所管課については、指導監査要綱等に基づいた改善報告での提出を求めることとする。

こどもに対する支援

市は施設・事業者と連携のうえ、虐待を受けたこどもや他のこどもの様子を把握するなど必要に応じてこどもに対する支援を行う。

7. フォローアップ

虐待に該当すると判断された場合、虐待が行われた原因や組織的な課題を踏まえ、運営のあり方を見直しに係る進捗状況を継続して見守り、施設・事業者に対するフォローアップを行う。

8. 恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会

恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会には大きく分けて3つの役割がある。

① 市が事実確認等の必要な措置を講じた場合について、報告を受けること。

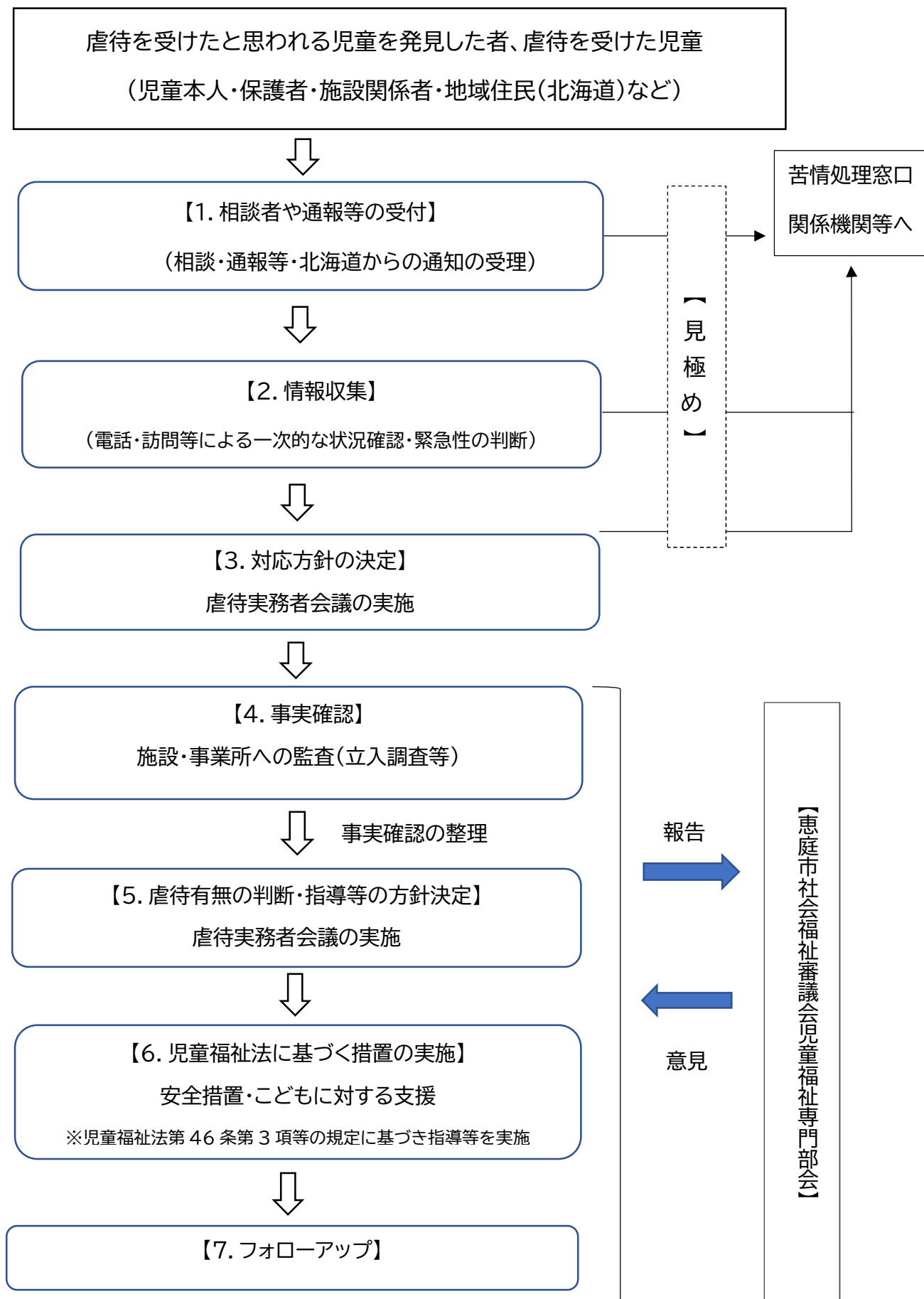
- ② 必要に応じ、市の対応方針等について意見を述べること。
- ③ 必要に応じ、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めること。
- ※ 恵庭市情報公開条例施行規則第14条(1)に基づき、当該内容にかかわる議事・報告については非公開とする。

IV その他

1. 北海道への報告

市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待状況をはじめとする情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待状況等をウェブサイトにおいて公表する。

保育所等における虐待への対応(市所管行政庁の場合)



虐待通報等受理票

NO	1
----	---

受付日時	#N/A	#N/A	受理者	#N/A
------	------	------	-----	------

通告内容

虐待種類	#N/A
通告内容及びこどもの状態 (虐待の内容、時期、こどもの心身の状態、保育所等の対応、特に注意を要する事項)	
#N/A	

子どもについて

氏名	#N/A	性別	#N/A	年齢	#N/A
保育所等の名称	#N/A				
保育所等の住所	#N/A				
保育所等の代表者	#N/A	担当者名・職名	#N/A		

虐待者について

氏名	#N/A	性別	#N/A	年齢	#N/A
こどもの関係	#N/A	役職名	#N/A		

通報者について

氏名	#N/A	性別	#N/A	匿名希望	#N/A
こどもとの関係	#N/A	所属	#N/A	連絡先	#N/A

備考 (自由入力)

年 月 日

恵庭市長 ○○○○ 様

住 所

法 人 名

代表者名

保育所等における虐待に関する改善報告書

改善を要する事項	処理・改善(再発防止)策等の状況

※「処理・改善(再発防止)策等の状況」欄は、発生原因等を踏まえ、改善(再発防止)策等を具体的に記載すること。

担当者氏名	
連絡先	